

第26節 総合安全衛生管理機構

第1項 総合安全衛生管理機構創設まで

(1) 保健管理センターの沿革

a. 千葉大学保健管理センター創設まで

1949年千葉大学創設当時は結核を代表とする感染症対策が、教職員と大学生の健康管理上の主な課題であった。1952年4月、千葉大学健康管理審議会が設置され、同年6月、千葉大学健康管理実施規程を制定、同規程に基づき、学校身体検査、健康診断、疾病予防、衛生養護等が実施された。健康管理審議会の常任委員長は、医学部第二内科（当時）の斎藤十六教授が任命され、医学部から複数の学校医が任命されて各部局に配属された。

1958年4月、学校保健法が施行され、同時に全国の大学で保健管理のあり方が検討され始めた。当時は、大学保健管理の方法は統一されておらず大学ごとに独自に行われていた。同年国立大学保健管理協議会が設立され、1963年、社団法人全国大学保健管理協会（後の公益社団法人全国大学保健管理協会）が第1回全国大学保健管理研究集会を開催、メンタルヘルス・学生相談を含めた大学保健管理を扱う施設として大学保健管理センターを設置するという構想が練られた。

結果、1964年公布の国立学校設置法施行規則第29条の3に、「学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設として保健管理センターを置く」とされ、その業務内容は、健康診断、健康相談及びその事後措置、環境衛生、及び保健管理に関する調査研究と規定された。1966年、京都大学をはじめとする4つの国立大学に保健管理センターが設置された。

千葉大学においては、1973年4月12日に保健管理センターが設置され、村越康一教授（教育学部）が初代所長に任命された。同年7月、千葉大学保健管理センター規程、同センター所長選考基準、同センター運営委員会規程が制定された。規程にはセンター設置の目的を「千葉大学の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生及び職員の心身の健康保持増進を計ることを目的とする」と記されていた。学生のみならず教職員の健康管理が業務に含まれたのは、1972年公布の労働安全衛生法に基

づき、1973年3月に人事院規則が全面改訂されたことによる。

b. 保健管理センターの業務

保健管理センターの業務は、①学生・教職員一般定期健康診断、②特別定期健康診断、③その他の法定・学内規程で定められた健康診断、④学生相談、⑤疾病相談（外来診療）、⑥保健管理に関する調査研究、と定められた。

1977年10月、保健管理センターに教授1、講師1、看護婦1の定数が配分され、初代教授に木下安弘教授（医学部第三内科）が就任し、同時に所長に任命された。1978年、学生カウンセリングの充実を目的とした学生相談部門が設けられ、時田光人講師（教育学部附属学校副校長）が就任、松本胖名誉教授（医学部精神科）が非常勤講師に任命され学生相談にあたった。同年、保健管理センター棟（現在の西千葉保健管理棟）が竣工し、健康診断用の医療機器が整えられた。

1993年、木下教授が定年退官を迎え、後任に長尾啓一教授（医学部肺癌研究施設第二（現在の呼吸器内科）より異動）が所長に就任した。1994年、隣接するみかん畑の跡地に留学生センター棟が新築され、連結する保健管理センター棟の増築が行われた。

亥鼻地区においては、センター設立時に、亥鼻地区担当学校医が任命され、同地区学生の健康管理にあたった。1982年6月、松戸地区に新設された緑風会館内に園芸学部保健管理センター室（後の松戸地区保健室）が設置され、松戸地区においても学生の休養や応急処置、診療等が開始された。

(2) 有害廃棄物処理施設の沿革

a. 環境科学研究機構

1970年頃から本邦における環境汚染の問題や公害問題が深刻化したことに伴い、環境問題に関する教育研究を行う機関を設立することとなった。1971年度以降、学長を委員長とする環境科学研究機構運営委員会が設立され、1981年度まで廃棄物処理・処分に関する技術開発に関する研究が進められた。

b. 有害廃棄物処理施設

1973年学長の諮問委員会として、環境保全委員会が発足し、有害廃棄物取り扱い規程を制定し、焼却炉を西千葉地区と亥鼻地区に各1基設置した。当該委員会からの有害廃棄物処理施設設置の答申に基づき、1979年12月に有害廃棄物処理施設が着工、

1980年1月に有害廃棄物処理施設管理規程が制定された。

施設長は工学部長が兼任し、施設専従教員（教授）1名、技術職員（専任）1名、非常勤事務職員1名が配置された。施設では、廃棄物処理業務のほかに、①学内排水路の水質監視、②廃棄物等の学外業者委託時及び市・県の定期検査時の立会、③実験廃棄物の処理処分に関する相談及び技術指導、④処理施設の見学と国際研修、⑤千葉大学廃棄物処理施設報の刊行、⑥環境科学に関する教育研究、等の活動が行われた。

(3) 総合安全衛生管理機構の創設

1999年4月、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、2003年までに結論を得る。」という閣議決定がなされた。それに伴い、保健管理センターは、学生・教職員の健康診断とその事後措置・健康相談などの健康管理に加えて、法人化以降、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理の作業環境管理、作業管理の役割も担う予定となり、その準備に追われた。

法人化に先立ち、2000年4月、千葉大学保健管理センター運営委員会規程を全面改訂し、全学部・センターから選出された委員が運営委員会を構成する等の法人化に向けた準備が始まった。

2003年、関連法案が成立し、2004年4月、国立大学は国立大学法人に移行した。法人化に伴い、2004年4月、千葉大学保健管理センターは、有害廃棄物処理施設と統合し、環境安全部・労働衛生部・学生保健部の3部からなる千葉大学総合安全衛生管理機構に改組された。大学は、新しい組織の設置準備と並行して労働衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備を行い、各部局に安全衛生管理者を置き、産業医を選任、安全衛生委員会を設置した。

第2項 総合安全衛生管理機構の組織

(1) 総合安全衛生管理機構の目的

2004年4月制定の国立大学法人千葉大学総合安全衛生管理機構規程によれば、機構の目的は「千葉大学における環境安全管理・学生及び職員の健康安全管理を一体化して効率よく行うことにより、全学的な安全管理を徹底する」とされている。本学の安全衛生管理を総括すべく、環境安全部・労働衛生部・学生保健部の3部が置かれ、学長により、保健管理センター所長であった長尾啓一教授が機構長に任命された。以

後、2012年4月から今関文夫機構長（医学研究院消化器内科学より転籍）、2022年4月から潤間励子機構長（労働衛生部長より昇任）が部局長を務めている。

(2) 設置時の組織構成

機構設立時、環境安全部：立本英機教授（環境安全部長：安全管理者）並びに町田基助教授（2004年5月～工学部兼務）、労働衛生部：中田暁講師（労働衛生部長：産業医）並びに神田達郎助手（産業医）、学生保健部：山田敏久助教授（学生保健部長：カウンセラー）並びに清家和裕助手（医師）、他看護師3名（うち西千葉地区衛生管理者1名）、技術補佐員5名（診療放射線技師1名、臨床検査技師1名、非常勤看護師3名）、事務補佐員2名が配置された。

(3) 環境安全部の沿革

環境安全部は、工学研究院共生応用化学コース第15研究室（環境化学研究室）を兼ねており、発足時に立本英機教授、町田基助教授（現教授）が任命され、工学部学生・工学研究科（現融合理工学府）大学院生の指導も行ってきた。第15研究室では、汚染物質の除去及び水質浄化を主とする環境化学・環境工学の教育研究を行っている。立本教授退任後、町田部長（教授）、天野佳正助教（現准教授）と施設環境部設備環境課鮫島隆行エネルギー保全係長（現技術系職員）、石橋静技術補佐員で業務を行っている。

2007年4月、国立大学法人千葉大学化学物質管理規程が制定され、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法、消防法、毒物及び劇物取締法並びに関連法令に基づいて化学物質を管理する体制が整った。

(4) 学生保健部の沿革

学生保健部設立時、山田カウンセラーと清家医師（外科）が任命され、その他に、磯辺啓二郎教授（学生相談員：教育学部併任）、古田真由美医師（精神神経科：非常勤講師）、吉村真理子カウンセラー（非常勤講師）、大竹直子カウンセラー（非常勤講師）、亥鼻地区担当学校医10名（医学部併任）、金沢春幸歯科医師（歯科口腔外科：非常勤講師）、宮崎瑞明医師（内科、中国語診療：非常勤講師）で、学生の心身の相談にあたった。

2022年度末現在、大浜俊幸教授（学生保健部長：精神神経科）、高田護助教（乳腺

外科)で構成され、羽田野明子医師(精神神経科:非常勤講師)、川口恭央医師(精神神経科:非常勤講師)、吉村真理子カウンセラー(非常勤講師)、大竹直子カウンセラー(非常勤講師)、学校医10名(医学研究院もしくは附属病院より選任)でメンタルヘルス相談を主として、学生のみならず、教職員の相談・診療にもあたっている。事務は、学生支援課健康衛生係長と事務補佐員が担当している。

(5) 労働衛生部の沿革

労働衛生部は、発足時に中田暁産業医と神田達郎産業医が任命され、職場巡視、安全衛生委員会委員、教職員の労働衛生教育等を行ってきた。

2022年度末現在、齊藤朋子助教(労働衛生部長:医学研究院消化器内科学より転籍)、林愛子助教(糖尿病・代謝・内分泌内科)で、各地区産業医として過重労働面接指導などの産業保健活動のみならず、学生の診療や保健指導にもあたっている。事務は、労務課労務係長が担当している。

(6) 各地区保健室の沿革

2007年に医学部より要請を受け、2008年に亥鼻地区保健室を開設した。2014年には附属病院から病院職員の健康管理体制を盤石にしたいという要請を受け、病院地区健康管理室を設置した。各地区の室には、非常勤看護師を各1名配置した。亥鼻地区と附属病院地区の室は、医学部棟の新築移転に伴い2021年に医学部棟内の1室へ集約し、2名の看護師が配置された。

2022年度末現在、西千葉保健管理棟に生稲直美主任看護師、岩倉かおり保健師、永岡沙季子看護師、吉田智子看護師(再任用)、今井千恵診療放射線技師(非常勤)、寺山多栄子臨床検査技師(非常勤)、西千葉地区保健室担当:田中敦子看護師(非常勤)を配置、その他キャンパスには、松戸地区保健室担当:丸山博美看護師(非常勤)、亥鼻地区保健室担当:千勝博美看護師(非常勤)、附属病院地区健康管理室担当:横地紀子看護師(非常勤)を配置し、健康診断とその事後措置、応急処置、診療、診断書作成等を行っている。西千葉地区保健室においては原則平日毎日医師診療があり、松戸地区は月2回、亥鼻・附属病院地区は月4回医師が出向し業務を行っている。

法人化以前の保健管理センター保健室では、与薬・医療機関紹介・相談・外科処置・健康診断の二次検査が主な業務であり、2003年度保健管理センター最終年度の保健室利用件数は、学生2,512件・職員473件であった。2021年度現在、保健室業務は、以前からの業務に加えて、海外渡航時の健康相談及び英文診断書発行、各種抗体

検査や予防接種、保健指導など多岐にわたっており、2021年度は診療処置1,255件（学生670件、職員585件）、診断書発行1,635件（学生1,536件、職員99件）、予防接種や保健指導等3,955件（学生3,703件、職員252件）、新型コロナウイルスワクチン大学拠点接種（職域接種）22,413接種と、対応件数も飛躍的に増加した。

第3項 総合安全衛生管理機構の活動

(1) 環境安全部の活動

a. 毒物劇物など化学物質管理及び廃棄物（有害廃棄物）の処理

有害廃棄物処理施設から引き続き、実験等で排出される有害廃棄物（実験廃液）を学内から受け入れて廃棄物処理業者に処理を委託している。2007年4月より千葉大学化学物質管理システム（ククリスCUCRIS：Chiba University Chemical Registration Information System）を導入し、学内LANを利用してオンラインで研究室が保有する化学物質の在庫管理が可能になった。2021年度よりククリスを利用し、Web入力で、廃液タンクの登録や廃液の種類・内容物などを記入し、処理（排出）申請も可能となった。入庫、リスクアセスメント、出納、点検（化学物質管理運営委員会への報告）、廃棄までが一貫して電子化されて管理できるようになり、その利用率も高い水準を維持している。

廃薬品については、2009年から3か年計画で、不用薬品の洗い出し、その廃棄計画の策定、廃棄を各部局と連携して進め、不用薬品の一掃に尽力した。

b. 特定化学物質の排出等管理

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国が集計して排出量・移動量を国民に公表する制度である。千葉大学では2000年度から、PRTR制度の対象物質の排出・移動に関する調査を開始した。法人化以降、環境安全部がその集計・報告を担当している。

c. 安全管理

法人化に伴い、立本英機教授を主査とする安全管理に関する手引書作成ワーキング・グループが結成され、2004年4月の法人化と同時に、安全衛生管理マニュアルが発行された。安全の基本、実験時の一般的注意、法令への対応、自主点検についてのマニュアルで、その後、制度改正等に従って改訂がなされ、現在も学内の安全管理の基本的ルールとなっている。

(2) 学生保健部の活動

2003年当時は、山田敏久助教授（カウンセラー）が学生保健部長として、学生相談を統括していた。2003年度は年間で、電話相談が約1,000件、来所相談が200件程度であった。当時は、専属の精神神経科医師がいなかったため、医師による対応は10数件程度であった。

2008年3月に山田准教授が急逝され、中田暁准教授（産業医・臨床心理士：労働衛生部より異動）が学生保健部長に就任した。医師が学生相談を統括するようになり、2012年6月に中田准教授が退職するまで、平均して年間およそ1,200件前後の相談対応が行われた。

2012年10月に大浜俊幸准教授（現教授：精神神経科医師）が学生保健部長に就任し、メンタルヘルス相談に加えて精神神経科診療を開始した。2015年度より、メンタルヘルス障害の全般の早期介入を目的として、健康支援システムを利用した学生のメンタルヘルス問診（年1回のスクリーニング問診と、二次問診・面接）を開始した。

相談・対応件数は徐々に増加し、2021年度は年間約1,500件の相談があった。青年期に発症する精神障害の早期発見と医学的な対応、大学入学後に発達障害であることが明らかになった学生への就学支援、パンデミックによる学生生活の変化や新しい環境への適応が困難な学生への支援サポートなど、メンタルヘルスに関する支援の重要性が近年増している。

(3) 労働衛生部の活動

a. 安全衛生委員会と職場巡視

労働衛生部では、各地区の安全衛生委員会活動ならびに職場巡視を行ってきた。西千葉、松戸・柏の葉地区では総合安全衛生管理機構所属の産業医が中心となって、亥鼻地区においては医学研究院労働衛生学講座教員を産業医に任命して、活動を行ってきた。附属病院地区においては、産業医資格を持つ職員を中心に構成されたスタッフ

ケアセンターと連携して産業保健活動を行っている。

b. 職場のストレスチェックと産業医による面接指導

長時間労働教職員及びメンタルヘルス不調・身体疾患による就労上の配慮が必要な職員については、産業医が面接指導を行い、必要な措置について意見書を作成してきた。

2012年度より、教員は原則専門業務型裁量労働制となり、勤務状況報告書に基づき、希望者及び面接指導が必要と思われる教員に対する面接指導を開始した。2016年度には、労働安全衛生法の改正に伴い、職場のストレスチェックが義務化され、高ストレス者・希望者に対する面接指導を開始した。

c. 健康増進法への対応

法人化以降、大学キャンパス内での喫煙について対策を進めてきた。2003年10月に「国立大学法人千葉大学における喫煙対策に関する指針」を策定しキャンパス内分煙化を開始、同時に、保健室での禁煙支援薬による禁煙支援を開始した。2005年当時、大学内には少なくとも146か所の喫煙所があったが、2007年には大学内建物内禁煙とし、喫煙所は82か所に減少した。2010年にキャンパス内屋外喫煙所を45か所から20か所に削減し、2013年附属病院地区敷地内全面禁煙、2019年健康増進法改正に伴い亥鼻地区敷地内全面禁煙と西千葉地区・松戸地区の喫煙所削減と受動喫煙対策を進め、2022年度末で西千葉地区の特定喫煙所を閉鎖した。

(4) 健康支援システム導入と胸部X線検査のデジタル化導入

a. 健康支援システム導入

2014年4月に、健診業務効率化を目的に健康支援システム「HM-neo[®]」を導入した。これにより、学生・教職員のすべての健康診断とそれによって得られた健康情報を電子化し一元的に管理可能となった。

それまで紙帳票で管理されていた職員一般定期健康診断・特殊特別健康診断をシステム管理とし、最大年間5回受検する必要があった職員定期健診を、年2回（前期・後期）に集約化、結果として健診受検率は上昇した。また、学生健診・職員健診ともに予約制を導入し、待ち時間をほぼゼロにすることで教育研究活動への影響を最小化した。予約・問診・結果通知はWebシステム上で可能となり、予約開始・受検リマインド・結果確認依頼・二次検査呼び出しのすべてを電子メールで行っている。

システム導入による業務効率化に伴い、2018年からはWeb予約を利用した保健指

導を学生教職員に開始した。Web予約制とすることで個別に十分時間を取って指導が可能となった。BMI30以上の過体重及び学生においては近年問題となっているやせについても精神神経科医師と連携して保健指導を行っている。

b. 胸部X線検査のデジタル化

2016年度末に、それまで使用していた胸部X線間接撮影装置を、デジタル撮影装置に更新した。2017年度健診からは、すべての胸部X線検査はデジタル撮影となり、健康診断で要精密検査となった学生・教職員に再度直接撮影をする必要がなくなり、精密検査までの期間が短縮された。また、2019年度に読影システムを追加導入し、撮影から所見入力まで一貫して電子化され、読影業務の効率化も進んだ。

(5) 調査研究・学術活動等

大学院工学研究院の研究室でもある環境安全部での研究活動に加え、労働衛生部・学生保健部においても、主に大学保健管理に関連した調査研究を行っている。2007年には、研究倫理審査委員会規程を制定し、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づき研究倫理審査を行い、研究計画を機構ホームページに掲載している。

大学保健管理に関する研究発表は、主に全国大学保健管理協会が開催する研究集会で公表してきた。千葉大学は、第24回全国大学保健管理研究集会（1985年10月21～22日）、第48回全国大学保健管理研究集会（2010年10月20～21日）の2回の全国集会和、第43回全国大学保健管理協会関東甲信越地方部会研究集会（2005年7月7～8日）、第55回全国大学保健管理協会関東甲信越地方部会研究集会（2017年8月31日～9月1日）の2回の地方支部会研究集会和、当番幹事大学として開催した。

第4項 総合安全衛生管理機構の課題

2004年の国立大学法人化以降、各種法令に基づいた安全管理・健康管理・学生支援の体制を整えてきた。その経過中に、2007年成人麻疹流行、2009年新型インフルエンザパンデミック、2011年東日本大震災、2020～2023年新型コロナウイルス感染症パンデミックなど、日本や世界を揺るがす出来事を経験し、そのたびごとに安全管理・保健管理・学生支援の新たな課題に対応してきた。

それらの経験から、2023年度からは、労働衛生部・学生保健部という大学構成員

の属性で役割を分けた組織体制から、保健衛生部・相談支援部というフィジカルヘルスとメンタルヘルスという課題の要素に着目した組織体制に再編し、学生支援課学生相談室を相談支援部所属に、学生保健部に配置していた外科医師を精神神経科医師に、それぞれ変更して、環境安全部・保健衛生部・相談支援部という3部体制で業務を行うこととした。

今後、人工知能・データサイエンスなどを駆使した業務効率化は不可欠と思われ、より効率的かつ効果的な安全衛生管理・学生支援体制を構築することが必要とされる。日々の業務で浮かび上がる課題を調査研究でエビデンスとして、大学の安全管理・保健管理の発展に寄与することが、今後の千葉大学総合安全衛生管理機構に課せられた使命である。